2 － 2	屋外避難階段の取扱いと屋外階段の床面積の算定	令和7年4月1日作成 令和8年11月1日改訂
関係条文：法第92条、令第2条、令第23条、令第123条第2項		

＜屋外避難階段の取扱い＞

令第123条第2項で規定されている屋外避難階段は、同項で定められている構造による他、以下の基準を満たすものとする。

1　付属物等のない屋外避難階段の場合

⑴　以下の基準を満たす外気に有効に開放されている部分を有するものとする。

・外気に有効に開放されている部分の長さが当該階段の周長の1/2以上であること。

・外気に有効に開放されている部分の高さ（a）が1.1m以上、かつ、階段の天井の高さ（b）の1/2以上であること（図１参照）。

⑵　「外気に有効に開放されている部分」は、以下のいずれかの基準を満たすものとする。

・道路境界線に直接面すること。

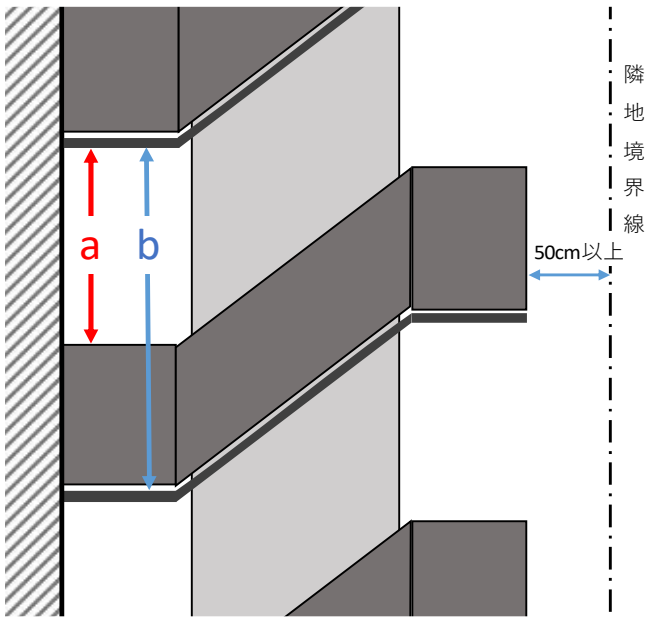
・隣地境界線から階段の部分までの離隔が青空（上空に何もない）で50cm以上のもの。

・同一建築物の他の部分及び同一敷地内の他の建築物の部分（以下「建築物の他の部分等」という。）から階段の部分までの離隔は青空で1m以上確保すること。なお、建築物の他の部分等には、ドライエリアの擁壁等を含むものとし、隣地境界線に沿って設置される目の粗いメッシュフェンスは含まないものとする。

⑶　階段は幅員を90cm以上確保すること。

⑷　防犯上やむを得ず、避難階の避難経路上に設ける屋外避難階段の出入口の扉は、扉の見附面積に対して開放性を1/2以上確保し、法令により求められる階段の幅員以上の有効開口幅を有した縦格子状の扉とすること。また、当該扉は直接手で開くことができ、かつ、避難の方向に開くことができるものとすること。

図１　立面開放の例



2　屋外避難階段にルーバーを設置する場合

⑴　ルーバーを除く階段は１の基準を満たすものとする。ただし、「外気に有効に開放されている部分」は、以下の基準を満たすものとする（図２参照）。

・１－⑵に定める離隔はルーバーの外面から測ること。

・階段の立面上の開放性（格子等が無く外気に有効に開放されている部分の見付面積の階段の各面の見付面積に対する割合）を1/2以上確保すること。

・階段に設ける手すりは縦の格子状の手すりとする。

⑵　ルーバーは、以下の基準を満たすものとする（図３参照）。

・ルーバー間の有効間隔は80mm以上、120mm以下とする。

・ルーバー１本当たりの幅は50mm以下とする。

・ルーバーの奥行は80mm以下とする。

・ルーバーは、鉛直方向に延びる縦ルーバーとする。

図２　ルーバーを設置する場合の立面上の開放性

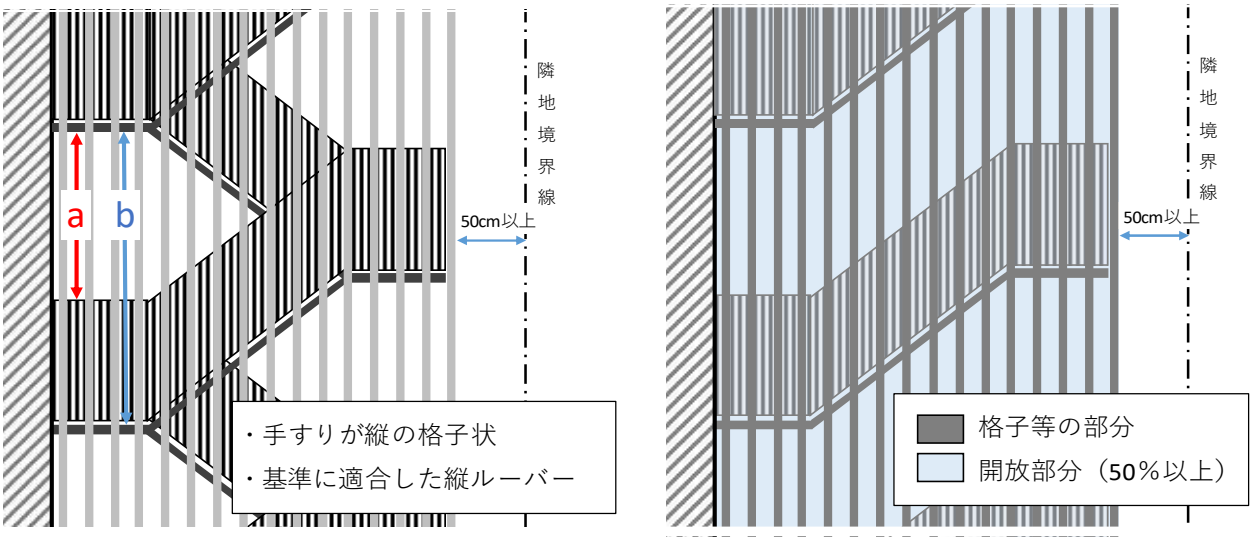
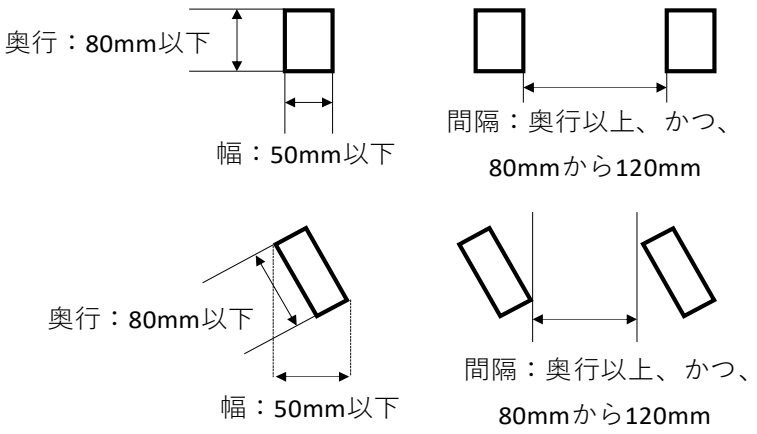


図３　開放性があると判断されるルーバーの基準



3　屋外避難階段を梁（構造耐力上主要なものに限る）の内側に設置する場合

⑴　梁を除く階段は１の基準を満たすものとする。ただし、「外気に有効に開放されている部分」は、以下の基準を満たすものとする。

・梁から階段の部分までの離隔が無い場合、１－⑵に定める離隔は梁の外面から測ること。

・隣地境界線から梁までの離隔を青空で50cm以上確保できない場合や、建築物の他の部分等から梁までの離隔を青空で1m以上確保できない場合は、梁から階段の部分までの離隔を青空で1m以上確保すること（図４参照）。

・階段の立面上の開放性（梁等が無く外気に有効に開放されている部分の見付面積の階段の各面の見付面積に対する割合）を1/2以上確保すること（図５参照）。

・階段に設ける手すりは、縦の格子状の手すりとすること。なお、ルーバーを設置することはできない。

図４　梁の内側に設置する場合の平面上の開放性

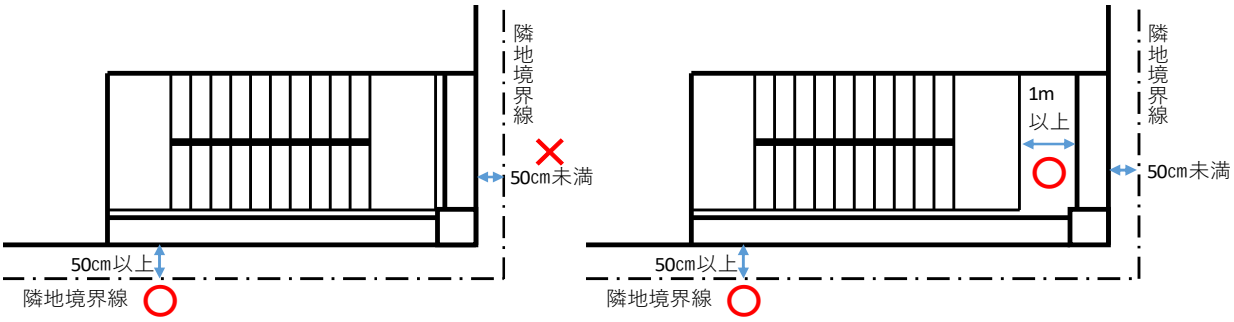
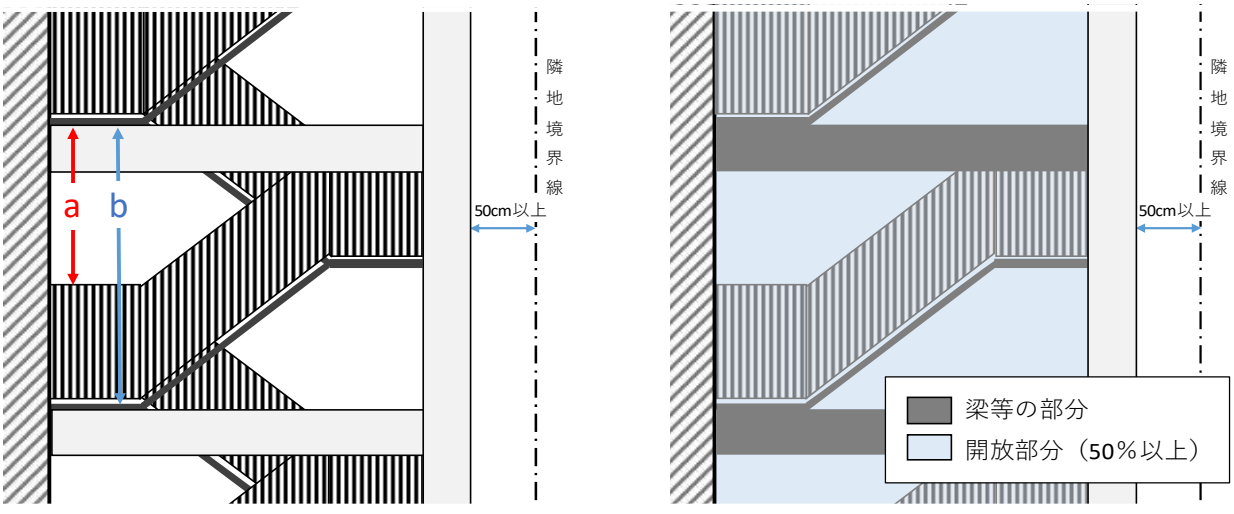


図５　梁の内側に設置する場合の立面上の開放性



＜屋外階段（屋外避難階段を含む）の床面積算定の取扱い＞

ア　付属物等のない屋外階段の場合で、以下の基準を満たすものは床面積に算定しない。

・１－(1)(2)（ただし、建築物の他の部分等から階段の部分までの離隔は青空で2m以上確保するものとする）

イ　屋外階段にルーバーを設置する場合で、以下の基準を満たすものは床面積に算定しない（図６参照）。

・１－(1)(2)（ただし、建築物の他の部分等から階段の部分までの離隔は青空で2m以上確保するものとする）

・２－(1)のただし書きの基準

・２－(2)

ウ　梁（構造耐力上主要なものに限る）の内側に屋外階段を設置する場合で、以下の基準を満たすものは床面積に算定しない（図７参照）。

・１－(1)(2)（ただし、建築物の他の部分等から階段の部分までの離隔は青空で2m以上確保するものとする）

・梁から階段の部分までの離隔を青空で2m以上確保するもの

・階段に設ける手すりは、縦の格子状の手すりとすること

・ルーバーを設置しないこと

図６　屋外階段にルーバーを設置する場合

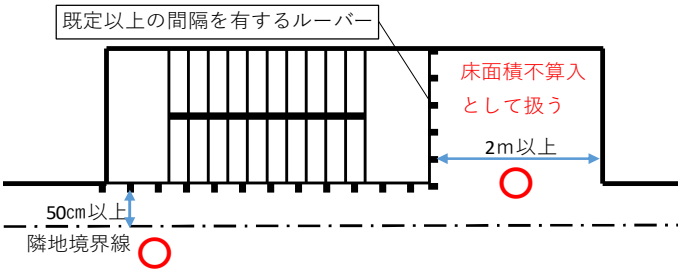
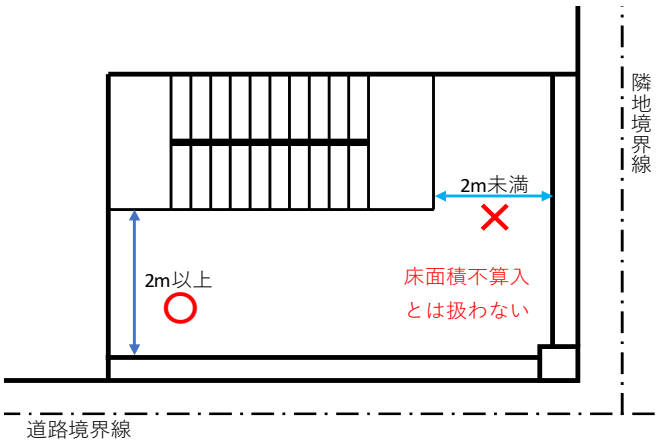


図７　梁の内側に屋外階段を設置する場合



解説

屋外避難階段は「外気に有効に開放されていて、かつ、屋内的用途に供しないこと」が前提である。避難上重要な施設であるため、本基準を満たす場合であっても四方を建築物で囲われる等煙突状にならないよう、また、屋外避難階段の下部に燃えやすいものを設置しないように配慮をすることが求められる。

屋外階段の幅は令第23条により、「令第120条又は第121条による直通階段にあっては90cm以上･･･とすることができる」と規定されている。これは、特殊建築物等において避難上要求される直通階段の場合は、幅員を90cmに強化することを目的とした規定である。

ルーバーは、防犯上設置することがやむを得ない場合を想定しているため間隔の上限値及び下限値を定め、また、開放性を阻害しない範囲での設置を認めるため、幅及び奥行を定めた。防犯上や安全性の観点から、横向きの梯子状になるルーバーの設置は認めない。梁の内側での計画の場合、梁が排煙上の支障にならないようにする必要がある。なお、開放性の判断は、原則各階ごと、各開放面ごとに行う。

参考文献

※1　昭和44年7月4日　建設省住指発第259号
※2　建築基準法質疑応答集　P.2146
※3　建築物の防火避難規定の解説2023　P.115
※4　増補改訂　建築基準法解説　P.224
※5　昭和61年4月30日住指発第115号 床面積の算定方法について
※6　2022年度版　建築確認のための基準総則集団規定の適用事例　P.87